◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第427号（H29.11.17）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（11月10日～11月16日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの車内事故②
(3)乗合バスの転落事故
(4)法人タクシーの衝突事故
(5)大型トラックの衝突事故
(6)前号掲載の事故情報「大型トラックの踏切事故」の訂正について
2.ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について【新着情報】
3.スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について
4.三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

◇◇◇

事故は、バス停に停車する直前に運転者が意識を失ったため発生し、転落後、意識を取り戻した模様。

(4)法人タクシーの衝突事故
11月10日（金）午後1時00分頃、茨城県の高速道路において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、サービスエリアのスマートインターで降りる予定であったが、サービスエリア進入口を通過したため路肩に停車していたところ、後続の乗用車が当該タクシーに追突した。
この事故により、当該タクシーの乗客1名が死亡し、乗客1名及び運転者が軽傷を負った。

(5)大型トラックの衝突事故
11月15日（水）午前6時30分頃、三重県の高速道路のトンネルにおいて、愛知県に営業所を置く大型トラックが運行中、後方から走行してきた軽自動車が当該トラックに追突した。
軽自動車が側壁に接触して横転したところに後続の乗用車が追突した。
この事故により、軽自動車に乗っていた3名が死亡し、乗用車の1名が軽傷を負った。

(6)メールマガジン「事業用自動車安全通信」第426号で配信しました「大型トラックの踏切事故」について、発生場所を間違って掲載しておりました。お詫びして訂正します。
　鹿児島県　→　熊本県
〇大型トラックの踏切事故
11月3日（金）午前10時14分頃、熊本県の県道と交差する踏切において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、列車と衝突した。
この事故により、列車の乗客10名が軽傷を負った。
事故は、大型トラックが踏切を通過中に遮断竿が下りてきたことから脱出不能となり発生した模様。

上記5件の死傷者数計：死亡4名、重傷2名、軽傷4名（速報値）

◇◇◇

日頃の点検における確実な確認を徹底するよう指示しました。
※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000168.html

気象庁の発表によると今週末から大雪となることが指摘されており、タイヤ交換作業も増加することが見込まれるため、タイヤ交換作業を行うにあたっては、適切な作業を実施していただきますようお願いします。
※気象庁　異常天候早期警戒情報URL
→　http://www.jma.go.jp/jp/soukei/002.html

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆